

(案)

ウォーカブル空間デザインプロジェクト 2022 (まちなか DX) 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、一宮市が実施する「ウォーカブル空間デザインプロジェクト 2022 (まちなか DX)」に適用する。なお、本業務にあたっての一般事項及び本仕様書に規定のないものは、該当する最新の愛知県建設局「設計業務等共通仕様書」を適用する。

(目的)

第2条 当市のまちづくりの中核を担う中心市街地である一宮駅周辺約 1km 圏内を対象地区とし、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するため、道路、街路、駅前広場、公園及び駅ビル等の既存ストックのリノベーションにより、「Walkable: 人中心のストリート空間への再編」、「Eye Level: 官民パブリック空間のアイレベルでの刷新」、「Diversity: 賑わい空間の多様な交流」、「Open: 開かれた空間創出のための再配分」を行い、ウォーカブルな空間再編を実現し、人が主役となる豊かな日々の生活を実現するまちづくりを通じ、都市の多様性・生産性の向上によるまちのアップデートを図るものである。また、「ポストコロナ」の新たな日常を発想し、安全で快適な新しいウォーカブルモデルの実現のため、「つながり・ひろがる杜と人が織りなすウォーカブルシティへ」をコンセプトに、個々の空間資源や人の営みを活かし、つなぐことで、多様な人と場所が広がる人と企業に選ばれるまちなかの形成を進めている。

さらに、持続可能な環境・社会・経済を包摂する都市経営 (Sustainability)、ひとり一人に寄り添うまち (Well-being)、機動的で柔軟な都市設計 (Agile-Governance) の実現を目指し、次の 100 年のためにもデジタル技術により普段の生活からイベントの参加など駅周辺を訪れる方や住んでいる方にとって、今よりもっと居心地がよく、魅力と豊かさにあふれ、そしていつも新しい発見やワクワク感のある“まちなか”へと変えていくため、周辺の公共空間の人、車、駐車場、公共交通情報などのリアルタイムな空き・混雑状況や運行状況を可視化し、ウェブサイトなどのツールにより広くリーチできるように発信することや駅周辺にデジタルサイネージを設置し、広く・早く周知し、市民や来訪者の感染機会を削減させるとともに市民や来訪者に対する利便性向上のため、デジタルサイネージに広告を掲出し、その収益をエリアマネジメントの取組みの費用に充てるなどの民間活力を導入した仕組みをつくり、民と官の多様な連携・共鳴による可能性豊かなまちづくりを行うもの。

(事業推進方針)

第3条 本事業の推進方針は次のとおりとする。

- (1) 官民の連携により、賑わいのある空間・人・仕組みを一体的に作り上げる
行政がすべて取り組みを実施するのではなく、民間と対話や役割分担を行いながら取り組みを行い、公有地と民有地を一体的に扱うことで豊かなまちを作り、使う仕組みや人の巻き込みを統合的に行う。
- (2) 暮らす人・訪れる人の目線で、まちの安全安心や快適、新たな魅力の発見に応える
行政や商業の目線ではなく、このエリアを暮らす人や訪れる人と同じ目線に立って、まちの安全安心や快適性、働くための利便性など、多様な暮らしの生活の質向上を目指す。
- (3) 歴史や文化を次世代に引き継ぐ
一宮市の由来につながる真清田神社、地域の基幹産業である繊維産業と産業文化を最大限尊重し、エリアとしてのその価値を促進・継承できる仕掛けを作る。
- (4) SDGs 達成に向けた持続可能なまちづくり
ゴール 11 をはじめとしたエリアの SDGs 達成を実現するため、地域課題の掘り下げを進めるとともに、防災や気候変動対応につながるグリーンインフラを活用し、持続可能なまちづくりを実現する。
- (5) ポストコロナに対応し新しい技術や価値観を積極的に取り入れる
モビリティやセンシング分野における A I や 5 G など新たな技術を積極的に活用するとともに、新型コロナウイルス感染症流行に伴い生まれてきた新しい働き方や生活様式などの価値観を積極的に取り入れる。
- (6) EBPM に根差したプロジェクトの推進
まちなかで活躍する 1 人 1 人の生の声に耳を傾けながらも、多様なデータの活用や分析を取り入れ、EBPM(エビデンスをもとにした政策決定)によりプロジェクトの推進を図る。

(事業スキーム)

第4条 本業務は、「つかう」「つくる」「つなぐ」の3つの枠組みで取り組みを進めることを基本とし、民間との対話と協議を深めながら検討する。

(1) つかう

エリアに眠る様々なポテンシャルを持った場所をより有効に活用することで、まちに多様な賑わいとアクティビティを生み出す取り組みを展開し、それぞれの場所を管理する主体と協議をしながら、「つかいたい人」と「つかいたい場所」をつなぐ様々なサポート方法を検討する。

(2) つくる

大小さまざまな改修や利活用の促進をはかり、エリア全体の回遊性を高める環境づくりを行い「つかう」取り組みと合わせ、多様なアクティビティが生まれ、それぞれに

新しい魅力を備えたエリア創出を目指す。

(3) つなぐ

これまでバラバラに活動してきたエリアの活動主体が一体となってエリア再生の取り組みを進めることで、一宮市全体で活動している多様な活動主体が、駅前での活動に興味を持ち、新たな拠点とすることで、駅と市全体をつなぎ、相互に活性化する仕組みづくりを検討する。

(業務内容)

第5条 受注者は、官民連携を主眼とする内容とした次の業務を行う。

まちなか DX、デジタルサイネージに関し、電源、クラウドサーバー、Wi-Fi 環境などのハードに関することや発信するコンテンツの内容や発信主体、また設置場所における各管理者との調整、法的観点からの設置の可否など、設置に関する一切の調整や決定事項はないため、仕様書に定めのないが必要な項目については、それらを含めた提案とすること。また、市が保有する各種データは、可能な範囲で公開する。

(1) まちなか DX

- ア まちなか DX に関する基本的な考え方を示す
- イ デジタル技術を利用し、公共施設/空間の空き・混雑状況の可視化や人流把握などの、人が主役となるようなまちなかとなるための基礎データを収集し、原則、市の公式ウェブサイトにて公開できるようなオープンデータ化を目指す
- ウ データ取得におけるカメラ、センサー、スマートポール等の設置や市民や来訪者の利便性向上のためのアプリ制作などを行う
- エ 上記に関する一切の機器を調達する

(2) デジタルサイネージの設置

- ア デジタルサイネージの活用方法、導入課題などを整理し、設置に関する基本的事項をまとめた計画を示す
- イ 計画にあった最も効果が高く、景観や意匠に配慮し、かつエリアマネジメントに活用できる製品（サイズ・解像度含む）と受信機器で位置や配置（数量含む）を選定し、運用を含めた全体システムの設計や構築、機器調達を行う
- ウ 設置場所に合わせて、工事計画を行い、設置工事、画像調整、動作確認を行う
- エ 詳細については別紙機能仕様書参照

(3) デジタルサイネージの運営

- ア デジタルサイネージの配信するコンテンツを制作、定期的更新、安定的運用、監視、定期的点検など運営に関する基本的事項をまとめた計画を示す
- イ コロナ情勢、まちなか DX で取得した情報のほか市民や来訪者の利便性向上に寄与するコンテンツを制作し、発信するとともに DX 導入による先進的なコンテンツ

が将来的に追加できる拡張性を有する

ウ コンテンツの運営・調整方法、機器の操作方法マニュアルを作成する

エ エリアマネジメント広告のニーズ調査を行い、広告料収入見込み額を基に、運営方法、仕組みづくり素案を構築する

オ メーカー保証期間及び保守点検費や通信費等を含むランニングコストを明確にするとともに発注者の責めによらない機器の故障等が発生した場合、耐用年数（5年）以内であれば無償対応を行う

(4) 自由提案

各種行政計画で示す当該地区のまちづくり方針を参考にしつつ、公共空間がさらに魅力を増すような自由な発想を求める。

(5) 共通

ア R4.10 に実施する社会実験までにデジタルサイネージを設置し、コロナに関する情報発信を行えば加点する。

イ 詳細については、機能一覧チェックシート（様式5）を確認し、任意項目の実施数により評価し加点する。

ウ 次の項目については、一つ以上提案に取り入れるものとする。

（ア） 国土強靱化、防災、コンパクトシティ、フルモール、セミモール、トランジットモール化などの防災や交通安全の観点を取り入れた提案とする。

（イ） ソサエティ5.0を具現化するスマートシティ・スーパーシティなど、新技術を活用したまちづくりからの観点を取り入れた提案とする。

（ウ） PFI、包括的管理など効果的かつ持続可能な維持管理の観点を取り入れた提案とする。

（エ） 樹木、芝生や水を活かした都市空間の形成を図り、緑の持つ多面的機能を活用したグリーンインフラの観点を取り入れた提案とする。

（観点・配慮事項）

第6条 本業務に共通する重要な観点や配慮事項は次のとおりとする。

- (1) 地域特性を活かした個性ある都市デザイン
- (2) 多様な空間の使い方・用途を許容するまちなみのデザイン
- (3) そこにとどまりたくなるような開かれた空間デザイン
- (4) 夜も歩きたくなる夜間景観の創出
- (5) 多様なユーザーの居心地の良さに着目した公共空間デザイン
- (6) 人々が滞在・交流できる街路空間への転換
- (7) 「人」、「モノ」、「情報」の交流ができる良好な空間形成
- (8) 低層部がまちに開かれたまちなみ景観の形成
- (9) 歩行者を中心とした公共空間の創出

- (10) リノベーションや小規模な建替え、コンテンツの創出等を含めたまちなかの改修
- (11) 民間空地等の利活用促進
- (12) 季節行事、まつりなどの地元イベントや地場産業との協調
- (13) SDGs への取り組み
- (14) 新しい生活様式やアフターコロナなど新しい趨勢との柔軟な調和

(成果物)

第7条 成果物は次のとおりとする。また、成果物の編集及び装丁については、本市と十分協議することとする。

- (1) 報告書(写真、概要版含む) 1部
- (2) その他本業務の検討・協議のために作成した資料一式 1部
- (3) 上記の電子データを記録したCD-RまたはDVD等 1部
- (4) 制作した動画のDVD(マスター、コピー) 各1部
- (5) マニュアル(機能操作、各種取扱)システム関連資料(機器構成図、環境設定情報) 各1部

(配置担当者)

第8条 本業務の配置担当者の要件は次のとおりとする。

- (1) プロジェクトマネージャー
契約図書等に基づき、業務全体の企画推進、進行管理及び品質管理等の管理を行うものを1名配置すること。
- (2) プロジェクトリーダー
業務の実施にあたり、まちなかDX、デジタルサイネージ設置、デジタルサイネージ運営において、各業務の企画立案、推進計画、業務実施を行うものをそれぞれ1名配置すること。
- (3) プロジェクトメンバー
調査・検討・資料作成作業等について上記配置担当者を支援又は補助する者を必要に応じ配置すること。
- (4) 実績
過去5年間に国または他の地方公共団体において同様の実績があること。

(打合せ)

第9条 打合せは下記を基本とするが、適宜監督員と協議を行い決定する。

(1) 場所

打合せ場所は、原則一宮市役所内とするがリモートによる打合せ等については、適宜協議を行い決定する。

(2) 実施

- ・ 業務計画提出時
- ・ 中間報告 *上限なし
- ・ 成果品納入時

(3) その他

対面やりもとによる打ち合わせのほか、SNS 等を活用する場合は監督員と協議すること。

(情報の提供)

第 10 条 市は受注者に対し、委託業務の遂行に必要な市が保有している情報について、無償で情報提供を行うものとする。

(貸与資料)

第 11 条 市が保有する資料のうち、調査に必要な資料は受注者に貸与するが、調査の完了後は速やかに返納するものとする。また、貸与資料の内容及び調査の成果は、市の許可なく外部に漏らしてはならない。

(秘密の保持、情報の管理、データの保護・著作権)

第 12 条 受注者は、秘密保持及び情報の管理等を適正に行うものとする。

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務完了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受注者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受注者は、本業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受注者は、本業務遂行のために、受注者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては速やかに消去すること。

(6) 著作権の帰属

本市へ納入した成果物に係る一切の権利は当市に帰属する。(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)

(7) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受注者の責任において対応することとし、市は責任を負わない。

(疑義)

第 13 条 市及び受注者は、この仕様書の内容又は記載のない事項について疑義が生じたときは、速やかに協議するものとする。

(完成検査及び修正等)

第 14 条 業務を完了したときは、遅滞なく完了届等、所定の書類及び成果品等を提出し、監督員の指示による検査を受けなければならない。また、検査合格後においても成果品等に誤謬等があった場合には、受注者の負担にて修正するものとする。

(その他)

第 15 条 設計書等に明記がなくとも業務遂行上当然必要と認められる事項について、受注者の負担においてその業務を遂行することとする。また、本仕様書に定めのない事項については、監督員と調整のうえ、決定すること。